

# 共栄大学における公的研究費の不正防止・調査に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、「共栄大学における公的研究費運営・管理規程」第9条の規定に基づき研究活動及び公的研究資金の執行において、不正防止及び不正行為が生じた場合における措置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、共栄大学（以下「本学」という。）の研究者等である者又は研究者等であった者の公的研究費に係る研究活動又はその成果の発表の過程において故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号のいずれかに該当する行為（悪意のない誤り及び意見の相違によると見なされるものを除く）をいう。

(1) ねつ造：存在しないデータ、研究成果等を作成する行為

(2) 改ざん：研究資料、機器及び研究過程を不正に変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

(3) 盗用：他のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為

2 この規程において「不正使用」とは、実体を伴わない講師料、給与を支払わせること、架空の取引により代金を支払わせ業者への預け金として管理させること、実体の伴わない旅費を支払わせることをはじめとする法令、研究費を分配した機関の規程及び本学の規程に違反する経費の使用をいう。

3 この規程において、研究者等とは、研究活動に携わる本学の教職員その他研究者又は本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行う全ての者をいう。

## (適正な運営及び管理)

第3条 本学は、法令及び本学の諸規程を遵守し、不正防止計画に基づき、公的研究費の適正な運営及び管理に努める。

2 物品の調達、研究者の出張及び非常勤雇用者の管理については、「共栄大学における公的研究費の不正防止計画」のとおり取り扱う。

## (取引業者)

第4条 取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が起きない体制を構築し、管理する。

2 本学の不正対策に関する方針及びルール等を取引業者に周知徹底する。

3 取引業者に対して、別に定める誓約書（別紙様式1）の提出を求め、それを保管するものとする。

## (取引停止)

第5条 不正な取引に関与した業者については、一定期間の取引停止又は以後の取引を停止する。

## (日常的モニタリング)

第6条 公的研究費の適正な運営及び管理を徹底するため、関係する研究者及び事務職員により、日常的なモニタリングを実施し、不正が発生しないよう予防する。

## (不正防止・調査委員会)

第7条 本学の公的研究費を適正に運営・管理・不正防止計画の推進及び調査する組織として、最高管理責任者の下に不正防止・調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、公的研究費の不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止するよう努める。

3 具体的な不正防止計画に関しては、別に定める。

4 委員会は、研究倫理意識を高揚するために、必要な啓蒙、倫理教育の計画を策定し、実施する。

5 不正行為に係る調査、審議及び判定は不正防止・調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）が総括し、委員会が担当する。

6 不正行為に係る裁定は、委員会からの報告に基づき、最高管理責任者が行う。

7 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 統括管理責任者が指名した教員 若干名

- (3) 事務局長
  - (4) 総務担当課長
  - (5) 経理担当課長
  - (6) 外部有識者 若干名
- 8 委員会の委員は、通報者および調査対象者と直接の利害関係を有しない者で、外部有識者を半数以上として構成するものとする。
- 9 対象研究者及び申立者は、委員について不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面（任意様式）により異議を申し立てることができる。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、委員会において処理する。

(誓約書の提出)

第11条 本学において公的研究費の研究課題に参加する全ての研究者等は、公的研究費を獲得し、その交付に係る契約を締結するとき及び交付申請を行うときは、次の表の区分に応じて、交付された公的研究費を適正に使用することを誓約した書面（別紙様式2）（以下「誓約書」という。）を提出しなければならない。

区 分	提出先
公的研究費の交付に関して文書で契約を締結する必要がある場合で、本学における契約の当事者が理事長であるとき。	理事長
公的研究費の交付に関して文書で契約を締結する必要がある場合で、本学における契約の当事者が学長であるとき。	学長
公的研究費の交付に関して文書で契約を締結する必要がある場合で、本学における契約の当事者が、その研究課題の研究代表者であるとき。	学長
公的研究費の交付に関して文書で契約を締結する必要がない場合	学長

- 2 本学の教職員が、本学以外の研究機関等において公的研究費の研究課題の研究分担者となる場合は、学長に誓約書を提出しなければならない。

(通報窓口)

第12条 不正行為に係る申立て及び情報提供等に対応するため、不正行為申立窓口（以下「窓口」という。）を総務部に設置し、窓口対応は総務課長とする。また、次の業務を行う。

- (1) 不正行為に係る申立ての受付
  - (2) 不正行為に係る申立て及び提供された情報の整理
  - (3) 不服申立ての受付
  - (4) 申立者（匿名の申立者を除く。）への判定結果の通知
- 2 部局における窓口の責任者として、事務局は事務局長、各学部は学部長とする。
- 3 事務局及び学部の窓口の責任者は、相互に連携協力を行うものとする。
- 4 申立ては書面、ファクシミリ、電子メール、情報提供等については書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により行うものとする。

(不正行為の疑いの申立て)

第13条 不正行為の疑いが存在すると思料する者は、窓口に対し、申立書(別紙様式3)を用いて、顕名により行われるものとするが、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない

2 前項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実発生の日から起算して、5年以上経過し、かつ、調査を実施することが困難であると認めるときは、当該申立てを却下することができる。

(職種による調査)

第14条 学長は、前条の申立ての有無にかかわらず、信頼のある情報に基づき不正行為があると判断した場合は、当該行為に係る調査の開始を委員会に命ずることができる。

(配分機関への報告及び調査)

第15条 最高管理責任者は第12条の報告の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認及び調査の要否を判断し、配分機関に報告する。

2 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について関係省庁及び配分機関等に報告、協議しなければならない。

3 通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。なお、期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関に提出する。

4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

5 調査の過程において、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。また、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(予備調査)

第16条 委員長は、第13条の規定による申立てがあった場合は、速やかに予備調査を実施するものとする。

2 予備調査の実施は、申立てがなされた行為が行われた可能性、申立ての際に示された科学的理由の論理性、申立て内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、行うものとする。

3 委員会は、予備調査を実施する場合には、申立てを受理した日から原則として30日以内に完了しなければならない。

4 予備調査においては、対象研究者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(本調査)

第17条 委員会は、予備調査の結果に基づき、事案について申立てがあった日から30日以内に本調査を実施するか否かを決定する。

2 委員会は、前項の決定を行った場合には、その結果を申立者及び対象研究者に通知し、調査期間中は調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。

3 本調査の実施を決定した日から30日以内に開始するものとする。

4 委員会は、本調査を実施する場合には、原則として調査開始の日から60日以内に当該調査を終了するものとする。

5 本調査においては、対象研究者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

6 委員会が第1項の規定により本調査を実施すべきことを決定した場合において、調査対象に係る研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、関係省庁及び当該競争的資金の配分機関に対し、その旨を通知するものとする。

7 関係者は、委員会の本調査に関しては、誠実に協力しなければならない。

8 関係者は委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。

(審査及び裁定)

第18条 委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審査し、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることによ

り、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

- 3 委員会は、裁定を行うに当たっては、申立者及び対象研究者に対し、当該研究につき調査した内容をまとめた報告書（以下「調査報告書」という。）を開示し、相当の期限を付して意見を求めるものとする。この場合において、期限内に意見の提出があったときは、最終の調査報告書には、その内容を付記しなければならない。
- 4 委員会は、第1項の裁定を行ったときは、直ちに、その内容を学長及び関連する部局の長に報告しなければならない。
- 5 委員会は、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、対象研究者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。
- 6 委員会は、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨の裁定を行うものとする。この裁定を行うに当たっては、申立者に弁明の機会を与えなければならない。

（不服申立て）

- 第19条 申立者及び対象研究者は、裁定に対し不服がある場合は、調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に学長に対し、不服申立書（別紙様式4）により不服申立てをすることができるものとする。ただし、その期間にあっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。
- 2 不服申立ての審査は委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、委員の交代若しくは追加、又は委員会に代えて他の者に審査させることができる。
  - 3 前項に定める新たな委員は、第7条第8項に準じて学長が指名する。
  - 4 不服申立てについて、委員会（第3項により委員会に代わる者を含む。以下この条において同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに学長に報告し、学長は不服申立人に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き伸ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると委員会が判断するときは、学長は以後の不服申立てを受け付けないことができるものとする。
  - 5 委員会は、第1項の不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、直ちに、学長に報告し、学長は、不服申立て人に対しその決定を通知するものとする。また、その事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告する。不服申立ての発生、却下及び再調査開始の決定についても同様とする。

（裁定の通知及び公表）

- 第20条 学長は、第18条の規定による報告を受けたときは、関係省庁及び競争的資金の配分機関に対し、裁定の概要を通知するとともに、当該競争的資金に関し必要な協議を行うものとする。
- 2 学長は、不正行為が確認された場合は、前項に規定する機関以外の研究資金提供機関、関連する論文掲載機関、関連する教育研究機関その他の関連機関に対し、裁定の概要を通知するとともに、その対応について必要な協議を行うものとする。
  - 3 不正行為が確認された場合に係る当該調査結果の概要は、個人情報又は知的財産の保護その他合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、原則として公表する。
  - 4 不正行為が確認された場合に公表する内容は、次のとおりとする。
    - (1) 研究活動に係る不正行為に関与した者の氏名及び配属又は所属
    - (2) 研究活動に係る不正行為の内容
    - (3) 本学が公表時までに行った措置の内容
    - (4) 調査委員会委員の氏名及び配属又は所属
    - (5) 本調査の方法及び手順
    - (6) その他学長が必要と認めた事項

（再調査）

- 第21条 第19条に基づく不服申立てについて、再調査の実施を決定した場合には、委員会は不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。
- 2 前項に定める不服申立て人からの協力が得られない場合には、委員会は再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立て人に対し、当該決定を通知するものとする。
  - 3 委員会は、第19条第1項の不服申し立てにより再調査を開始した場合には、開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

- 4 学長は、第2項又は第3項の報告に基づき、結果を申立者及び対象研究者に通知するものとする。対象研究者が本学以外に所属する場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告するものとする。
- 5 第18条第5項の悪意に基づくものと認定された申立人からの不服申立てがあった場合、学長は申立者が所属する機関及び被告発者に通知し、加えて、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告するものとする。
- 6 第19条第5項の不服申立てにより再調査を開始した場合には、委員会は、開始の日から起算して30日以内に再調査の結果を学長に報告するものとする。ただし、30日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。学長は、当該結果を告発者、申立者が所属する機関及び対象研究者に通知し、加えて、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告するものとする。

(申立者及び調査協力者の保護)

第22条 本学は、不正行為に関する申立者、調査対象者及び調査に協力する者に対して、申立て又は情報提供を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう十分に配慮しなければならない。ただし、悪意に基づく虚偽の申立て等を行った者に対しては、必要な措置を講ずることができる。

(啓発活動)

第23条 委員会は、部局と協力し、不正行為の予防のため、研究者等への倫理教育を含む啓発活動を統括管理責任者とともに行うものとする。

(守秘義務)

第24条 委員会の構成員その他この規程に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務に関し知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第25条 この規程に定めるほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月13日から施行する。